

P T A 規 約

第 1 条 名 称

本会は檜原中学校 P T A と称し、事務所を同校内に置く。

第 2 条 目 的

本会は会員相互の親睦を図ると共に、教育環境を充実し、生徒の健全育成に努めることを目的とする。

第 3 条 方針及び活動

本会は目的を達成する為、次の方針に基づき活動する。

- (1) 会員の教養の向上を図る。
- (2) 家庭と学校と地域の緊密な連携により、生徒の健全育成と教育環境の充実を図る。
- (3) 生徒の教育活動ならびに健全育成の為に活動する機関及び団体とは協力するが、政治的且つ宗教的、経済的活動はしない。
- (4) 学校教育研究及び研修に対する支援をする。

第 4 条 会 員

- (1) 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者と本校の教職員をもって構成する。
- (2) 会員は、所定の会費を納めるものとする。
- (3) 会員は、役員及び委員となることが出来る。
- (4) 会員は、動議を提出すること及び賛否を表明することが出来る。

第 5 条 役 員

第 1 項 役員は、次の通りとする。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
(各小学校区よりそれぞれ 1 名ずつ・教職員 1 名とする。)
- (3) 書 記 3 名 (内 1 名は教職員とする。)
- (4) 会 計 3 名 (内 1 名は教職員とする。)

ただし、必要なときは増員することができる。その場合の選出は、別に定めた「選挙細則」に基づき行うものとする。

第2項 役員の仕事

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括するとともに、本会の運営にあたる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 書記は本会の庶務を司り、記録の作成にあたる。
- (4) 会計は本会の会計事務を司り、年度末に決算を行い総会において報告し承認を受ける。

第3項 役員の任期

- (1) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、教職員を除き同一役職の3選は認めない。特例として、学校運営協議会で認められた場合は継続可能とする。
- (2) 役員は、任期が満了しても後継者が就任するまではその仕事を継続する。
- (3) 役員に欠員が生じた時、その後任は 第5条第4項に基づき行い、臨時総会において承認を得るものとする。その任期は、前年者の残任期間とする。ただし、当該役員会において協議し、後任者を必要としない決定がなされた時はこの限りではない。

第4項 役員の選出

役員の選出は、別に定めた「選挙細則」に基づき行い、総会において承認を受けるものとする。

第5項 役員会

- (1) 役員会は会長が招集し、役員及び校長と教頭の会合によって成立する。
- (2) 役員会は本会の運営につき会議し、決算事項に関する事務を処理する。

第6条 総会

第1項 総会は年2回開催し、次の事項につき審議、決定する。

- (1) 年度予算及び決算に関する事項
- (2) 年度事業計画に関する事項
- (3) 役員の選出に関する事項
- (4) 規約改正に関する事項
- (5) その他重要事項

第2項 総会を開く時は、事前に全会員に対して議案を通知するものとする。

第3項 臨時総会は会長が必要と認めた時、または、会員の10分の1以上の要求がある時に開催するものとする。

第4項 議長は、その都度会員の中から選出する。

第5項 議決は、出席者の過半数をもって決定する。但し、可否同数の場合は、議長が決定する。

第6項 総会の定足数は、全会員の3分の1以上とする。但し、委任状を含む。

第 7 条 会 計

- 第 1 項 本会の会費は、月額 250 円とする。
- 第 2 項 本会の経費は、会費及びその他の収入によるものとする。
- 第 3 項 会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
- 第 4 項 転入以外の理由による途中入会の際は年額を徴収する。
- 第 5 項 転出以外の理由により途中退会の際は返金を行わない。

第 8 条 会計監査

- 第 1 項 本会に会計監査 2 名を置き、その任期は役員に準ずる。
- 第 2 項 会計監査は役員、委員以外の会員から別に定めた「選挙細則」に基づき選出する。
- 第 3 項 会計監査は当該年度の会計収支状況を監査し、決算総会において報告する。

第 9 条 規約の改正

本規約の改正は、第 6 条に基づく総会において審議し、出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって改正されるものとする。

第 10 条 慶弔等の運用

慶弔等の運用については、役員会において十分に審議し執行する。

付則 本規約は、昭和 54 年 5 月 14 日より実施する。

平成	6 年	3 月 10 日	一部改正
平成	11 年	3 月 6 日	改正
平成	18 年	3 月 8 日	一部改正
平成	19 年	3 月 7 日	一部改正
平成	24 年	5 月 30 日	一部改正
平成	25 年	2 月 28 日	一部改正
平成	26 年	2 月 25 日	一部改正
令和	2 年	3 月 2 日	一部改正
令和	4 年	3 月 9 日	一部改正
令和	5 年 11 月	1 日	一部改正
令和	5 年 12 月	10 日	一部改正

選 挙 細 則

第1条 本選挙細則に示す役員とは、次の通りとする。

会 長 1名 副会長 3名

書 記 3名 会 計 3名

ただし、副会長1名、書記1名及び会計1名は、学校側より選出する。

第2条 役員を選出は、次の通りとする。

役員、校長及び教頭で構成された「役員選出委員会」において推薦し、本人の了承を得たのち総会において承認を得るものとする。

尚、役員の増員についてもこれに準ずる。

ただし、役員に欠員が生じた時は、規約第5条第3項(3)に基づくものとする。

第3条 会計監査

会計監査は、各小学校区よりそれぞれ1名ずつ役員が選出する。

第4条 本細則(第1条～第4条)に記載されていない事項については、総会の承認を得て決定するものとする。

付則 1.本細則は、昭和54年5月14日より実施する。

昭和63年11月 7日 改正

平成 3年 3月 1日 改正

平成 6年 3月10日 一部改正

平成11年 3月 6日 改正

平成26年 2月25日 一部改正

令和 2年 3月 2日 一部改正

令和 5年11月 1日 一部改正

令和 7年 3月 4日 一部改正

令和 7年12月10日 一部改正

2.役員の免除の原則は以下の通りとする。

2-1.本部役員

任期終了後永久

2-2.令和7年度までの地域委員会の正・副委員長

任期終了後5年間

2-3.令和6年度までのクラス委員会の正・副委員長

任期終了後5年間

(2-2、2-3については、免除対象期間の終了とともに付則から削除とする。)